

亀山市告示第85号

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年11月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する告示

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱（平成21年亀山市告示第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「地下埋設物等」を「地下埋設物その他市長が必要と認める物件」に、「支障となる物件」を「支障となるもの」に改める。

第3条第3項中「、前項」を「、同項」に改め、「基づき」の次に「支障物件の除去及び後退用地等に係る整地を行った場合は」を加え、「又は後退用地等無償使用等承諾書（様式第4号）」を削り、「土地所有権移転登記承諾書又は後退用地等無償使用等承諾同意書（様式第5号）（所有権以外の権利が設定されている場合に限る。）及び土地使用貸借契約書（様式第6号）」を「登記原因証明情報、登記承諾書その他市長が必要と認める書類」に改め、「又は当該土地所有者との土地使用貸借契約の締結」を削り、同条第4項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に、「様式第7号」を「様式第4号」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第4条中「市長は、」を削り、「規定により後退用地等」の次に「（狭あい道路（道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定に基づき市の管理に属する道路に限る。）と、これに接する土地との境界線と後退線の間にある土地の場合であって、当該道路の路面と同じ高さに整地したときに限る。）」を加え、「又は土地所有者との土地使用貸借契約の締結を行った場合には」を「が完了し

たときは、当該後退用地等を市に提供した者は、狭あい道路後退用地等舗装依頼書（様式第5号）により」に改め、「、側溝等」を削り、「行うものとする」を「依頼することができる」に改める。

第5条第1号中「分筆登記」を「測量、分筆登記及び所有権以外の権利の抹消登記」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域内における支障物件の除却及び後退用地等に係る整地

第6条中「第3条第3項に規定する所有権移転が完了し、当該所有権移転登記に係る後退用地等に存ずる支障物件の除却等を行った場合の」を「第3条第3項後段の規定による所有権移転登記が完了した」に改める。

第7条中「5万円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第7条に次の各号を加える。

（1） 第5条第1号に掲げる行為 当該行為に係る費用に相当する額（15万円を超える場合は、15万円）

（2） 第5条第2号に掲げる行為 当該行為に係る費用の2分の1に相当する額（30万円を超える場合は、30万円）

第8条中「様式第9号」を「様式第6号」に改める。

第9条第1項中「様式第10号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「、助成対象行為が完了したときは」を削り、「様式第11号」を「様式第8号」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

報償金の額は、次の各号に掲げる後退用地等の地目の区分に応じ、当該各号に定める額（15万円を超える場合は、15万円）を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただ

し、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 宅地 後退用地等に接する道路における一般財団法人資産評価システム研究センターが提供する「全国地価マップ」に掲載されている直近年度の固定資産税路線価（対象外の箇所については市が定める標準宅地単価等）額に当該後退用地等の面積を乗じて得た額

(2) 田 前号に定める額に100分の75を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる地目以外の地目 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額

第11条第2項を削る。

第12条中「様式第12号」を「様式第9号」に改める。

第13条中「様式第13号」を「様式第10号」に改める。

第14条中「から第6項（第4項を除く。）まで及び」を「、第3項及び第5項並びに」に改め、「及び第6項」を削る。

第15条に見出しとして「（狭あい道路後退用地整備要望）」を付し、同条第1項及び第2項を次のように改める。

狭あい道路の拡幅を要望する自治会は、狭あい道路後退用地等整備要望書（様式第11号）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の狭あい道路後退用地等整備要望書を受理した場合は、別に定める基準によりその内容を審査し、適当と認めるときは、狭あい道路後退用地等整備要望採択通知書（様式第12号）により当該要望のあった自治会に対し通知し、狭あい道路の拡幅に係る支援を行うものとする。この場合において、当該狭あい道路の後退用地等に係る土地所有者に対し、第3条第3項前段の規定による後退用地等寄附申出書の提出があった場合は同条第2項に規定する協議が調ったものとみなし、助成金（第5条第2号に掲げる助成対象行為に要する費用の一部に対するものに限る。）及び報償金を交付することができる。

第15条第3項中「狭あい道路整備事業」を「前項前段の規定により支援を行うものとした狭あい道路の拡幅整備」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

狭あい道路後退用地等(変更)協議書

年 月 日

亀山市長 様

建築主等 住所

氏名 印

電話 ()

代理人 住所

氏名 印

電話 ()

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第3条第1項(第5項)の規定に基づき、協議(再協議)します。

施工場所	亀山市 亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
施工場所の土地所有者	住所	
	氏名	
抵当権設定、賃借権設定等の有無	<input type="checkbox"/> 有 権利の種類() <input type="checkbox"/> 無	
狭あい道路の種類	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他()	
予定の建築行為等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> その他()
建築行為等の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
後退用地等の寄附の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	
支障物件の有無、種別及び除却の予定時期	<input type="checkbox"/> 有() 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無	
前面道路の種類	該当する項目に○を付けてください。	
	1 狭あい道路 2 その他()	1 認定道路 2 私道 3 その他()
	1 通り抜け 2 行き止まり	
※添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図	・1/2500の都市計画図に敷地の位置及び狭あい道路を明記すること。 ・縮尺、方位、後退用地部分等の現況(門、塀、植栽等)、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別(延べ面積明記)並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記すること。 ・後退用地等の土地が字界付近である場合は、隣接する公図も添付すること。 ・後退用地等の土地が複数ある場合は、全て添付すること。 ・後退用地等の土地が複数ある場合は、全て添付すること。
	<input type="checkbox"/> 配置図	
	<input type="checkbox"/> 公図	
	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 地積測量図	
※特記事項		※受付番号

(裏面)

協	後退用地等	中心線・後退区域	別添平面図のとおり		
		後退用地	1 有	2 無	
		すみ切り用地	1 有	2 無	
	特記事項				
	境界	1 側溝移設	2 見切り縁設置	3 その他()	
	路面	1 アスファルト	2 コンクリート	3 その他()	
	移設物	1 水道メーター	2 下水ます	3 電柱等	4 その他()
議	助成金	1 有	助成内容	第5条第1号該当分	()
		2 無		第5条第2号該当分	()
内	報償金	1 有	2 無		
	後退用地等の幅員	m ~ m			
	後退用地等の延長	m			
	後退用地等の面積	m ²			
容	その他協議事項 協議経過				

様式第2号(第3条関係)

狭あい道路後退用地等(変更)協議済書

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第3条第1項(第5項)の規定に基づく協議は、次のとおり
調いました。

施工場所	亀山市 亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
施工場所の土地所有者	住所	
	氏名	
抵当権設定、賃借権設定等の有無	<input type="checkbox"/> 有 権利の種類() <input type="checkbox"/> 無	
狭あい道路の種類	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他()	
予定の建築行為等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> その他()
建築行為等の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
後退用地等の寄附の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	
支障物件の有無、種別及び除却の予定時期	<input type="checkbox"/> 有() 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無	
前面道路の種別	該当する項目に○を付けてください。	
	1 狭あい道路 2 その他()	1 認定道路 2 私道
	1 通り抜け 2 行き止まり	3 その他()

(裏面)

協	後退用地等	中心線・後退区域		別添平面図のとおり		
		後退用地		1 有	2 無	
		すみ切り用地		1 有	2 無	
	特記事項					
	境界		1 側溝移設	2 見切り縁設置	3 その他()	
	路面		1 アスファルト	2 コンクリート	3 その他()	
	移設物		1 水道メーター	2 下水ます	3 電柱等	4 その他()
議	助成金		助成内容	第5条第1号該当分 ()		
	1 有 2 無			第5条第2号該当分 ()		
内	報償金		1 有 2 無			
	後退用地等の幅員		m ~ m			
	後退用地等の延長		m			
	後退用地等の面積		m ²			
容	その他協議事項 協議経過					

様式第4号から様式第6号までを削る。

様式第7号中「建築主」を「建築主等」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

門、塀等設置完了届

年 月 日

亀山市長 様

建築主等 住所
氏名 ⑩
電話()
土地所有者 住所
氏名 ⑩
電話()

狭あい道路の後退線に係る門、塀等の設置が完了したので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第3条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

施工場所	亀山市							
設計者	住所氏名						電話()	—
施工者	住所氏名						電話()	—
狭あい道路の種別	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他()							
門、塀等の種別	<input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> その他()			工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設			
構造	造	延	長	. m	高	さ	. m	
工事予定期間	着工予定 年 月 日～完了予定 年 月 日							
※備考(記入しないでください。)					※受付番号			

(添付書類)

(1) 付近見取図

1/2500の都市計画図に、方位、道路及び目標となる物を明示すること。

(2) 地図

縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。(届出に係る門、塀等の位置は、必ず明示すること。)

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

亀山市長 様

依頼者 住所
氏名 印
電話 ()

狭あい道路後退用地等舗装依頼書

狭あい道路後退用地整備事業に伴う下記の後退用地等について、土地所有権移転登記手続き等が完了し、境界標により亀山市道との境界が明示されていますので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第4条の規定により、当該後退用地の舗装を依頼いたします。

記

後退用地等の所在	面積 (㎡)

(添付書類)

- 位置図 公図 全部事項証明書 地積測量図
 現地写真（遠景、各官民境界標）

様式第6号(第8条関係)

後退用地等に係る助成金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

後退用地等に係る助成金の交付を受けたいので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

助成金の交付申請額			円
	(内訳)		
	<input type="checkbox"/> 後退用地等に係る測量、分筆登記及び所有権以外の権利の抹消登記に要した費用 (上限15万円)		円
	<input type="checkbox"/> 亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域内における支障物件の除却及び後退用地等に係る整地に要した費用の1/2 (上限30万円)		円
後退用地等の所在	亀山市		
支障物件除却	完了年月日	年 月 日	
分筆登記 (所有権以外の権利の抹消登記を含む)	完了年月日	年 月 日	
※備考		※受付番号	

(添付書類)

- 位置図 公図 全部事項証明書 地積測量図
- 後退用地等に係る測量、分筆登記及び所有権以外の権利の抹消登記に要した費用の領収書の写し
- 亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域内における支障物件の除却及び後退用地等に係る整地に要した費用の領収書の写し

様式第7号(第9条関係)

後退用地等に係る助成金交付決定通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長



年 月 日付けで申請のあった後退用地等に係る助成金の
交付について、次のとおり決定しましたので、亀山市狭あい道路後退用地
整備要綱第9条第1項の規定により通知します。

後退用地等の所在	亀山市	
助成金の交付決定額		円
	(内訳)	
	<input type="checkbox"/> 後退用地等に係る測量、分筆登記及び所有権以外の権利の抹消登記に要した費用 (上限15万円)	円
<input type="checkbox"/> 亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域内における支障物件の除却及び後退用地等に係る整地に要した費用の1/2 (上限30万円)	円	

様式第 8 号から第 10 号までを削る。

様式第 11 号を様式第 8 号とし、様式第 12 号を様式第 9 号とする。

様式第 13 号中

「

報償金の額	円
-------	---

」を

「

報償金の額	円
【後退用地等に係る報償金算定】	
報償金 円（千円未満切捨て）	

」に

改め、同様式を第 10 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

様式第8号（第9条関係）

後退用地等に係る助成金請求書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

年 月 日付け 第 号で決定のあった後退用地等に係る助成金の交付について、次のとおり請求します。

助成金請求額 円

振込先

振込先	銀行 農協 信用金庫		支店 支所 出張所
預金種別	普通 当座	口座 番号	
口座名義人	ふりがな		

様式第9号（第12条関係）

後退用地等に係る報償金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名 () 印
電話 ()

後退用地等に係る報償金の交付を受けたいので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

後退用地等の所在	亀山市
----------	-----

振込先

振込先	銀行 農協 信用金庫		支店 支所 出張所
預金種別	普通 当座	口座 番号	
口座名義人	ふりがな -----		

様式第10号（第13条関係）

後退用地等に係る報償金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市長



後退用地等に係る報償金の交付について、次のとおり決定しましたので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第13条の規定により通知します。

後退用地等の所在	亀山市
報償金の額	円
【後退用地等に係る報償金算定】	
報償金 円（千円未満切り捨て）	

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

亀山市長 様

自治会名
住 所
氏 名
電 話 () 印

狭あい道路後退用地等整備要望書

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり狭あい道路の拡幅を要望いたします。

記

市 道 名	市道	線
拡幅要望延長		m
後退予定者数		人

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 全部事項証明書
- (4) 地積測量図
- (5) 後退予定者（拡幅に係る起業地の建築主及び土地所有者）の誓約書
- (6) 狭あい道路の拡幅を要望することを決定した自治会の総会等の議事録等
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

様

亀山市長



狭あい道路後退用地等整備要望採択通知書

年 月 日付けで要望のあった狭あい道路の拡幅の要望については、これを適当と認めたので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

市 道 名 市道 線

拡幅要望延長 m

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に助成対象行為をした者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。